

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊都城駐屯地
第 3 7 3 会計隊長 池田 創平

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6HFS1TA00020		6SWH1C07004 0001					
品名 または 件名							
油水分離槽汲取処理作業 ほか1件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
32,400.00	LI						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
都城駐業			都城駐業				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
補給科糧食班			令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、第 3 7 3 会計隊契約班及び西部方面会計隊ホームページに掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年2月18日（水）10時30分 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- ウ 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」でD等級以上に格付けされている者であること。

(2) 公告の掲示場所

陸上自衛隊都城駐屯地、陸上自衛隊えびの駐屯地、陸上自衛隊国分駐屯地、都城商工会議所及び西部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>

(3) 落札決定方法

予定価格の範囲以内であり、単価(消費税抜き)により決定とするも、年間の予定総価をもって判断するので、当該総価を単価と併せて記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

- ア 第2項に示す競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- イ 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不鮮明なもの
- ウ その他入札に関する条件に違反した入札
- エ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- オ 入札書を受領していない者の入札

(5) その他

- ア 特に示された場合を除き落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「単価契約に関する特約条項」
- ウ 入札に関する委任等を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- エ 郵送による入札は認めるが令和8年2月17日(火)17時までに必着するように郵送すること。(電話・電報及びFAXは認めない。)
- オ 入札書については、都城駐屯地会計隊契約班にて配布する。なお、受領が難しい場合はFAXにて送付する。
- カ 市場調査価格(積算内訳を含む)を令和8年2月13日(金)までに提出すること。(任意ではありますが、ご協力願います。)
- キ 入札日当日(郵便入札があった場合)に不調となり再度入札を行う場合は、別示とする。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する。
- ク 入札日当日会計隊入札室の入室時間については、10時20分からとする。
- ケ 都道府県知事又は政令指定都市首長から、産業廃棄物の収集・運搬及び処分の事業許可を得たもの

(6) 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊都城駐屯地 第373会計隊 契約班 担当：星原
TEL(0986)23-3944 (内線341)
FAX(0986)23-0832

(7) 仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊都城駐屯地 補給科糧食班 担当：瀬戸口(内線520)

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号			6HFS1TA00020																
NO	調達要求番号		物品番号				単	位	数	量	単 価	金 額	銘 柄	納 地		指定			
	品 名								使用期限等	引 渡 場 所									
	部品番号 または 規格									搬 入 場 所			検 査						
	使用器材名						仕様書番号			納 期			包 装						
1	6SWH1C07004	0001			LI	32,400.00								都城駐業					
	油水分離槽汲取処理作業												都城駐業						
	仕様書のとおり												補給科糧食班						
													令和8年4月1日～令和9年3月31日						
2	6SWH1C07004	0002			ST	5.00								都城駐業					
	パイプ洗浄作業												都城駐業						
	仕様書のとおり												補給科糧食班						
													令和8年4月1日～令和9年3月31日						
					- 以 下 余 白 -														
						</													

調達要求番号：6SWH1C07004

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕 様 書 番 号：		
油水分離槽汲取処理作業	作 成	令和8年1月20日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	都城駐屯地業務隊	
	作成者	補給科糧食班長	

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊都城駐屯地（以下、「官側」という）の隊員食堂において調理作業等の排水により発生する油水分離槽内の汲取処理作業について規定する。

1.2 油水分離槽汲取処理作業の種類

- a) 汚水（油）・堆積した汚泥の汲取搬出
- b) その他、油水分離槽汲取処理作業に関し官側が示す事項

1.3 用語の定義

a) 契約担当官

油水分離槽汲取処理作業に係わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として油水分離槽汲取処理作業に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として油水分離槽汲取処理に係わる契約履行の過程における監督を行う者

d) 受託者

油水分離槽汲取処理作業を請け負う者

2 油水分離槽汲取処理作業に関する要求

2.1 汲取処理作業の条件

汲取処理作業に必要な車両・器具などは、受託者が負担する。

2.2 汲取処理作業の内容

汚水（油）・堆積した汚泥搬出は、受託者が準備した車両（バキューウムカー）により汲取り搬出する。

3 衛生管理

3.1 汲取り後直ちに、水洗い等により油分離槽周辺の清掃を確実に実施し清潔保持に努め、衛生管理に留意するものとする。

3.2 清掃に使用する水道は油水分離槽既設の水道を、用具は官側が準備するものを使用する。

4 本役務の実施に伴い、故意又は過失によって施設又は器材などに損害を与えた場合は、速やかに監督官又は検査官に報告するとともに、契約相手方の責任において速やかに現状に復旧するものとする。

5 汲取委託の手続き等

汲取を委託する日は、官側が指定する。

5.1 油水分離槽の容器

約1,670ℓ

5.2 油水分離槽を清掃するために使用する水道水の量

約1,030ℓ

5.3 断面図

別紙第1

5.4 平面図

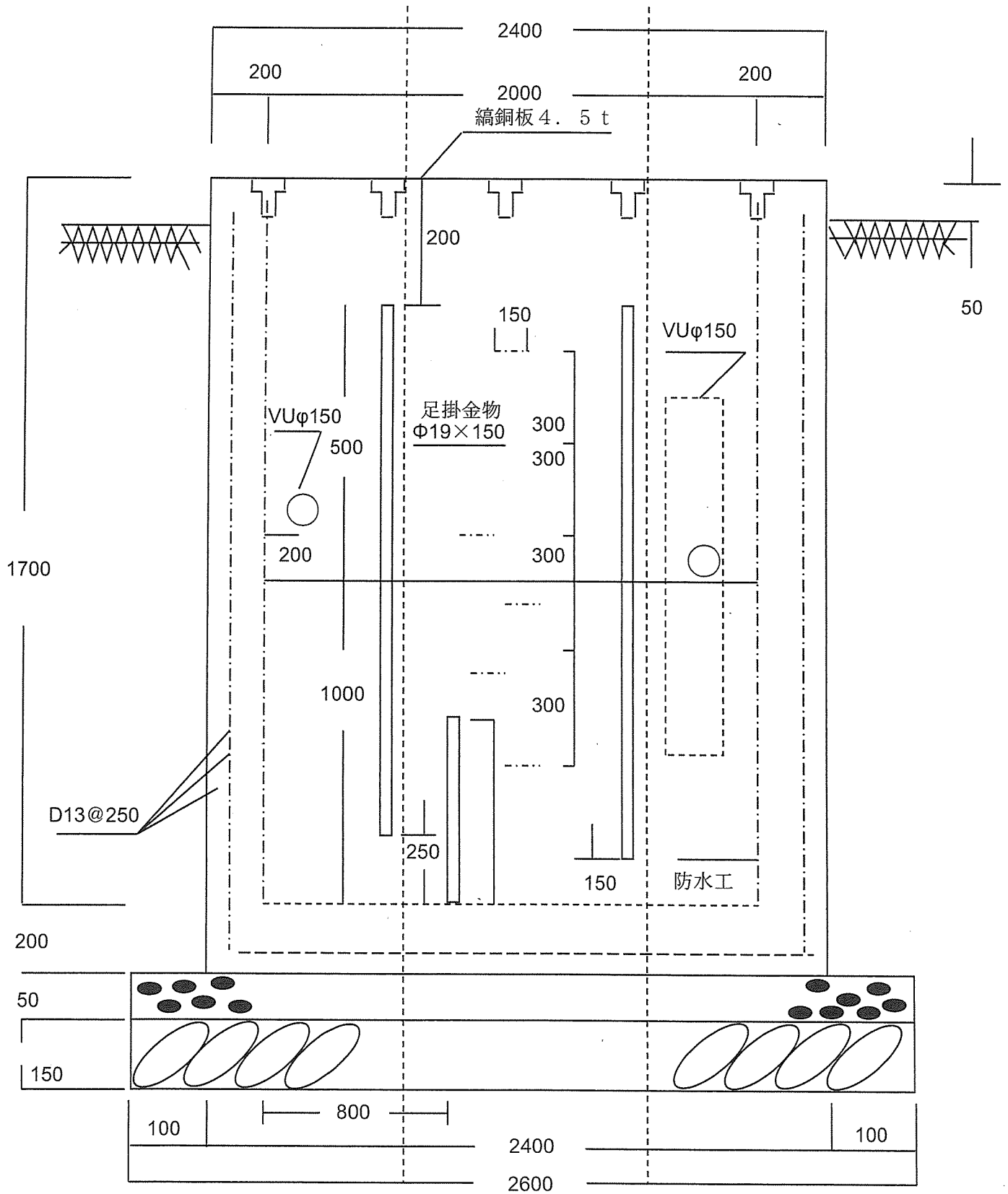
別紙第2

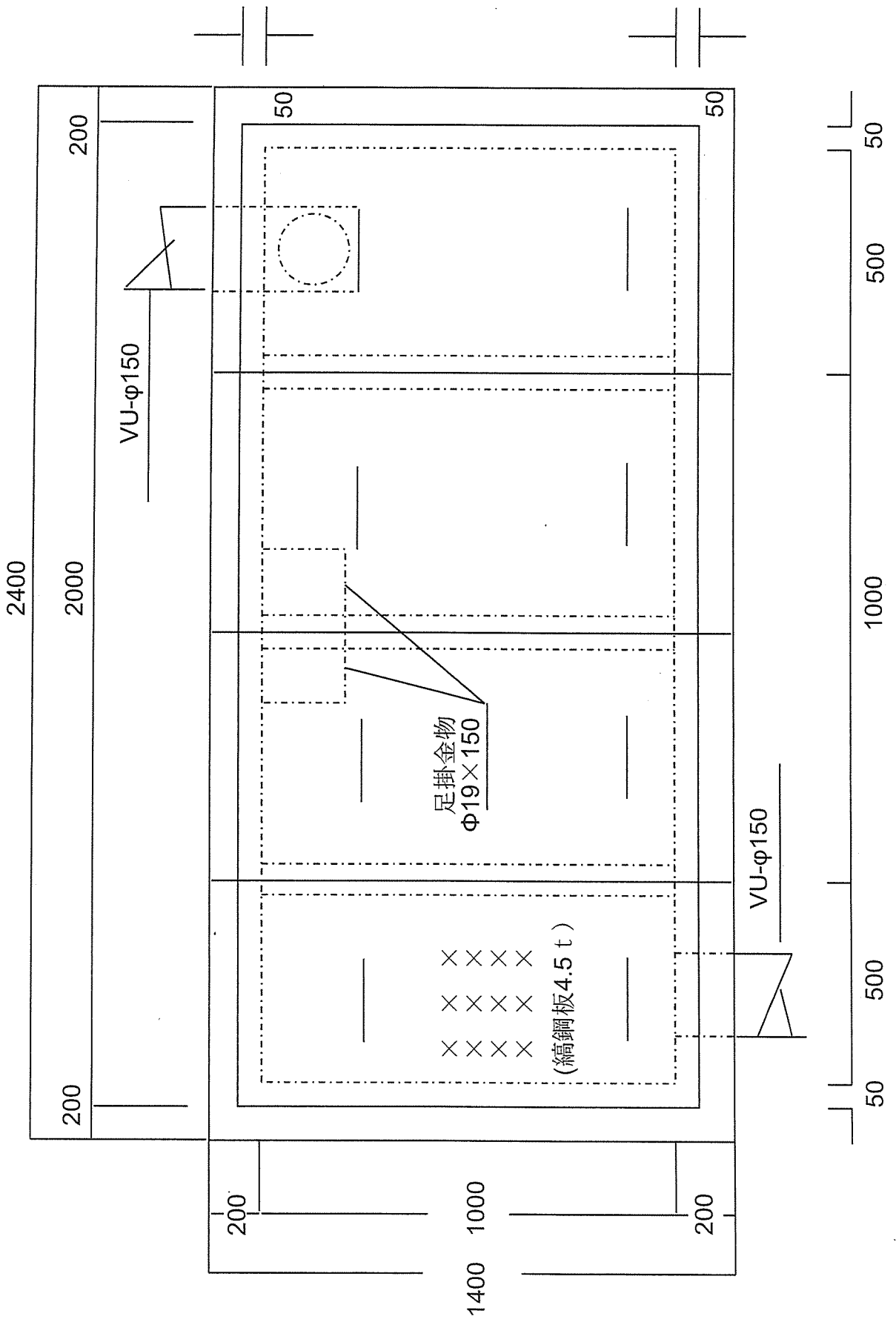
6 監督及び検査

6.1 汲取処理作業終了時に検査官に終了の旨を届け、検査を受けるものとする。

6.2 最終処理終了後速やかに検査官へ、マニフェスト（E票）及び作業写真帳を提出するものとする。

6.3 細部については、官側の指示による。





調達要求番号：6SWH1C07004

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号：	
パイプ洗浄作業	作成	令和8年1月20日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	都城駐屯地業務隊	
	作成者	補給科糧食班長	

1 総 則

この仕様書は、陸上自衛隊都城駐屯地（以下、「官側」という）の隊員食堂に既存する油水分離槽内のパイプ洗浄作業について規定する。

1.1 パイプ洗浄作業の種類

- a) 配管内に堆積した汚泥（油）の洗浄作業
- b) その他、パイプ洗浄作業に関し官側が示す事項

1.2 用語の定義

a) 契約担当官

パイプ洗浄作業に係わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者としてパイプ洗浄作業に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者としてパイプ洗浄作業に係わる契約履行の過程における監督を行う者

d) 受託者

パイプ洗浄作業を請け負う者

2 パイプ洗浄作業に関する要求

2.1 パイプ洗浄作業の条件

パイプ洗浄作業に必要な車両・器具などは、受託者が負担する。

2.2 パイプ洗浄作業の内容

堆積した汚泥（油）搬出は、受託者が準備した車両（バキューウムカー）により、汲取り搬出する。

- 3 本役務の実施に伴い、故意又は過失によって施設又は器材などに損害を与えた場合は、速やかに監督官又は検査官に報告するとともに、契約相手方の責任において速やかに現状に復旧するものとする。

4 衛生管理

- 4.1 作業終了後清掃を確実に実施し、衛生管理に留意するものとする。
- 4.2 作業に使用する水道は、既設の水道を、用具は、官側が準備するものとする。

5 パイプ洗浄作業の手続きなど

パイプ洗浄作業を委託する日は、官側が指定する。

5.1 パイプ洗浄作業の範囲

φ150×6m・φ100×8mの配管内部のパイプ洗浄

6 監督及び検査

- 6.1 パイプ洗浄作業終了時に、検査官に終了の旨を届け、検査を受けるものとする。
- 6.2 作業終了後速やかに検査官へ、マニフェスト（E票）及び作業写真帳を提出するものとする。
- 6.3 細部については、監督官の指示による。